

マイナンバーカードの有効期限内の更新手続きをお願いいたします!

カードの電子証明書の有効期限

発行から **5回目の誕生日**

マイナンバーカード本体の有効期限

発行から **10回目の誕生日**

(18歳未満は5回目の誕生日)

有効期限のおよそ3か月前に自治体から
封筒(有効期限通知書)が届きます。

自治体窓口等なるべく誕生日までに更新手続きを行ってください。
お知らせがなくても、更新期限の3か月前から住所地(住民登録をしている)の自治体の窓口で更新できます。



Q&A



マイナ保険証に関連する質問を多くいただいています。
その中でも多いお問い合わせ内容についてQ&A形式で回答いたします!

Q1 マイナ保険証としての利用登録を行った後、
手元にある資格確認書はどのようにしたらよいですか

A 有効期限が残っている資格確認書は事業主へ返却をお願いいたします。

Q2 新生児でもマイナンバーカードを健康保険証として登録できますか。

A 登録できます。マイナンバーカードをお持ちの場合、マイナポータル、
医療機関・薬局等のカードリーダー、セブン銀行ATMで登録が可能となります。

Q3 氏名が変わりマイナンバーカードの氏名変更をしました。
氏名変更後に必要な手続きはありますか。

A 『氏名変更メモ』を事業主へ提出をお願いいたします。

Q4 マイナ保険証としての利用登録をしていますが、
退職し資格喪失した際に自身で切り替え手続きは必要ですか。

A 切り替えの手続きについては必要ありませんが、新たに加えられる
健康保険への資格取得手続き(国保加入やご家族の扶養に入る等)を
忘れずにおこなってください。



マルハン健康保険組合の資格喪失後、任意継続被保険者となられた方については提出先などが異なります。マルハン健康保険組合へお問い合わせください。